

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））に関する運用方針

平成28年6月15日 国自旅第 55号
改正 令和 元年5月 7日 国自旅第 35号
改正 令和 2年7月31日 国自旅第151号

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（自動車）の実施に係る細目については、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業交付要領」（令和2年7月3日国自旅第85号他。以下「交付要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。

1. 補助対象事業者について

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」（令和2年7月3日国自旅第84号他。以下「要綱」という。）別表2に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会、タクシー協会及びレンタカー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。

2. 補助額の算定について

【1】共通事項

- (1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。
- (2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表2に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7m未満	: 1, 340万円
7m以上9m未満	: 1, 540万円
9m以上	: 1, 880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表2に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

【3】 タクシー車両関係

(1) ユニバーサルデザインタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするユニバーサルデザインタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額60万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

(2) ジャンボタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするジャンボタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額60万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

3. 交付決定条件について

ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H30.11.8付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施しているもの。

※上記イ)、ロ)の条件は交付申請時までには充足する必要がある。補助金の交付申請をするものは、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。

4. 補助事業完了日、実績報告書提出日について

ユニバーサルデザインタクシーについては、執行適正化の観点から、以下の日までに補助事業を完了のうえ、実績報告書を大臣に提出するものとする。

補助事業完了日 : 12月末日

実績報告書提出日 : 上記完了日の翌年の1月末日

上記によることが困難な場合は、予め国土交通省に理由を説明の上承諾を受けるものとする。